

令和6年度
松戸市基幹型地域包括支援センター
運営実績報告書

令和7年7月24日（木）

令和7年度 第2回 松戸市介護保険運営協議会資料

地域包括ケア推進課

基幹型地域包括支援センターについて

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、制度・分野の枠や支える側支えられる側という従来の関係を超えた、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会の実現」に向け、取り組みを推進していくことが求められている。

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）とともに、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹型包括」という。）を設置する。

2 基幹型包括の位置づけ

- （１）基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- （２）基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

令和６年度基幹型地域包括支援センターの取組

1 業務共通事項の実施方針

（１）事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議において地域包括の運営方針を明示するとともに、日常業務を通じて、地域包括の業務実施の方向性を共有する。

また、各地域包括の事業計画策定に際して基幹型包括が支援・助言等を行うことにより、市と地域包括の運営方針の共有及び連携の強化を図る。

<取組>

地域包括における業務の実施方針を地域包括支援センター運営業務委託管理者会議において明示した。併せて、基幹型包括職員は、各地域包括と事業評価をもとに、前年度の目標達成状況を確認し、課題を整理した。その結果を踏まえ、当年度の事業計画について協議した。

- ② 地域包括の自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。

<取組>

基幹型包括は、地域包括から提出された自己評価に基づき、事業の実施状況及び事例対応方法について判定会議を実施し、行政評価を行った。結果を第3回松戸市介護保険運営協議会にて報告し、内容を市ホームページに掲載した。

- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括ごとの強みや課題等を把握、分析し、意見交換を行い、各地域包括の業務改善を図り、機能向上につなげる。

<取組>

基幹型包括が各地域包括と面談を行い、評価結果の共有を行うとともに前年度の振り返りと当年度の取組みについて協議を行った。また、地域包括の取り組みや事例対応等の好事例をまとめた冊子を作成し、優れた取組や対応方法について共有を図った。

- ④ 地域包括間の交流の強化等を支援し、地域包括間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

<取組>

センター長会議をおおむね月1回開催し、情報共有だけでなく、地域包括からの意見を募り、議論を行う場となるよう努めた。

- ⑤ 市の広報媒体の活用や関係団体等との連携に基づき、地域包括の周知を推進する。

<取組>

市ホームページに地域包括の所在地や取扱業務等についての情報を掲載する他、月2回(1日・15日)発行の「広報まつど」や松戸市公式LINEにおいて、各地域包括が行っている体操教室や認知症予防教室といった活動を掲載した。

⑥ 土日祝日、夜間等における連絡体制を整備する。

<取組>

基幹型包括は、土日祝を含め緊急時の連絡体制を整えている。当年度に休日対応した事例として、安否確認等について問い合わせがあった。

○土日、休日の対応件数 8件（前年度7件）

⑦ 地域包括がＩＣＴを活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型包括においてもＩＣＴを活用した業務を実施する。

<取組>

地域包括と共通のＩＣＴシステムを利用することで、双方向の情報連携をスムーズに実施。また、基幹型包括において、情報セキュリティ対策についての職場内研修を行い、職員の意識向上に努めた。

⑧ 地域包括が事業評価重点項目を達成するための支援を行う。

<取組>

前年度の事業評価結果を基に、基幹型包括が地域包括と面談を行い、当年度の事業評価に向け重点項目を達成するために必要な取組について協議を行った。

⑨ 地域包括が感染症や災害発生時においても、業務を継続的に実施できる体制について検討、整備を行うことができるよう支援を行う。

<取組>

基幹型包括が開催した地域包括を対象とする会議等について、オンライン又はオンラインと会場出席を併用するハイブリッド形式での開催に努め、有事にも即座に対応できる体制を整えた。

昨年につき地域包括事業評価の項目である「社会資源の運営支援を目的とした会議への出席回数」において、オンラインによる出席を評価対象とすることで、地域包括のオンライン活用を推進した。

また、地域包括の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の参考になるよう、センター長会議において、各地域包括の取組状況を共有する機会を設けた。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括に対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

<取組>

松戸市介護保険運営協議会で活用した地域包括の運営状況の資料や、地区別人口一覧等のデータを提供した。

併せて、市の事業として実施している高齢者虐待に関するデータについて結果等の提供を行った。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括職員の資質向上に向けた合同研修会を、基幹型包括の主催により計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。また、地域包括が主催する、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師の職種別に開かれる専門部会へ基幹型包括職員が参加し、助言を行うことで、各職種の専門性に応じた地域包括職員の能力向上、連携強化につなげる。

<取組>

下記のとおり包括合同研修会及び、地域包括新任職員向け研修会を実施した。また、県・協議会等主催の研修を案内し、参加調整等を行った。

○包括合同研修会 2回開催

第1回

開催日時 令和6年9月17日(火)

開催内容 「見守りテック」をテーマに、以下について学ぶ

- ①見守りに活用できるITサービス
- ②アイテムの選び方および活用方法
- ③手軽に導入できる安否確認サービス

研修講師 見守りテック情報館 和田 亜希子 氏

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員

参加人数 46名

第2回

開催日時 令和6年12月17日(火)

開催内容「千葉地方検察庁再犯防止の取組」をテーマに、以下について学ぶ

- ①検察庁(刑事政策総合支援室)が支援に携わった事例
- ②関係機関の連携の中で担う検察庁の役割

- ③支援者の一員として感じる事
- ④刑事事件にかかる手続きの流れ
- ⑤地域包括支援センターに期待する役割

研修講師 千葉地方検察庁刑事政策総合支援室
 石山 明子 氏（社会福祉アドバイザー）
 渡邊 敏之 氏（統括捜査官）
 研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員
 参加人数 42名

○地域包括支援センター新任職員向け研修会 1回開催

開催日時 令和6年5月28日（火）
 開催内容 地域包括の業務内容、関係機関の役割、
 在宅医療・介護連携支援センターの説明等
 研修講師 地域包括ケア推進課職員、
 松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員
 研修対象 勤務経験年数が1年未満の職員
 （地域包括職員、在宅医療・介護連携支援センター職員）
 参加人数 14名

- ② 地域包括の求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括職員の募集を支援する。

<取組>

地域包括からの依頼のもと、職員募集情報を市ホームページ及び広報まつどに掲載した。併せて委託先法人からの求めに応じ、人員体制に関する助言等を行った。

（４）個人情報保護の徹底

- ① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型包括及び地域包括における個人情報保護の徹底を図る。

<取組>

地域包括の委託契約書において個人情報取扱特記事項を定め、取扱いの指針を示した。

併せて、基幹型包括から地域包括に配布する「地域包括支援センターマニュアル」の中で、個人情報を保管する場合の方法及び取扱いについて、紙面の場合は鍵付き書庫で保管すること、データの場合はパスワード機能を活用した上でパソコンにチェーン等を取り付ける盗難被害防止を行うことなどの具体的な内容を示した。

(5) 利用者満足の向上

- ① 相談者に対し、本市の「職員接遇向上基本マニュアル」に沿った適切な対応を行うほか、接遇研修への参加やOJTを通して、基幹型包括職員の接遇対応の向上を図る。また、相談者に対し、相談内容に応じた適切な案内を行う。

<取組>

「職員接遇向上基本マニュアル」をもとに職場内研修を行い、基幹型包括職員の接遇対応力の向上を図った。また、総合相談の窓口として、相談者の主訴を丁寧に紐解き、適切な支援や窓口に案内できるよう努めた。

また、令和6年度から開所日以外についても予約で地域包括において、相談を受け付けられる体制を整え、相談者の利便性向上に努めた。

- ② 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括から苦情について報告や協議の機会を設ける。

<取組>

苦情対応の実施方針を仕様書に示した。また、苦情対応フローに、地域包括は苦情受理後速やかに基幹型包括へ報告することと、苦情申立人、苦情対象者双方の状況を確認しながら対応することを示し、苦情対応状況を迅速に共有、協議できる体制を整えた。

基幹包括で受理した苦情は0件、地域包括が受理した苦情は8件であった。苦情の内容については、基幹型包括内で共有する時間を設け、内容に応じて全ての地域包括へ共有し、再発防止に努めた。

- ③ 地域包括が受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括と協力しながら支援等を行う。

<取組>

当年度に受理した苦情の中で、地域包括のみで今後の方針を定めることが難しいものについては、基幹型包括の担当職員も共に検討し、必要に応じ専門家に助言を仰ぐなどして解決に努めた。

(6) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括が、相談者へ介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う時や、指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う時は、公正かつ中立性を確保した上で行うよう、基幹型包括が周知及び確認を行う。

<取組>

地域包括支援センターの運営業務委託管理者会議において、公正かつ中立性の確保について契約書を通じて確認した。

- ② 介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

<取組>

公正・中立性を確保する観点から報告が必要であると判断した事項について、下記のとおり松戸市介護保険運営協議会において報告・説明を行い、承認を受けた。

○令和6年7月25日開催

報告「令和5年度松戸市基幹型地域包括支援センター実施報告」

報告「令和5年度地域包括支援センター運営状況について」

○令和6年10月17日開催

報告「令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果と概要」

議題「令和6年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目」

議題「地域包括支援センターの後方支援等にかかる体制変更について」

報告「地域包括支援センターの人員及び運営に関する条例の一部改正について」

○令和7年2月13日開催

議題「令和7年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」

2 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ① 地域包括、福祉まるごと相談窓口と役割分担を明確にしながら連携し、高齢者に限らず属性や世代を問わない相談窓口として、あらゆる相談をまずは受け止め、相談者に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、適切な機関に繋がるまでの支援を実施する。

また、多分野における複合的な課題に対し、行政における制度・分野の枠を超えた取り組みを進めるために、多分野における相談機関と相互の役割の理解や連携強化を進めるとともに、研修会等を開催し、連携強化に向けた意識の醸成及び知識向上を図る。

<取組>

地域包括に対する後方支援を通じ、相談内容に応じて庁内関係課及び支援機関に同行して適切な支援につなぐとともに、その後の経過を把握することで相談の中断を回避するよう努めた。

○地域包括からの相談件数 2,663件

- ② 地域包括が対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、対応が困難な事例など地域包括だけでは解決が難しい事例について、基幹型包括が解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

地域包括から毎月提出されるレビュー台帳を活用し、地域包括と基幹型包括の地区担当者でレビュー会議を月1回実施。その中で支援事例の状況把握を行い、必要に応じて地域包括に詳細を確認しながら同行訪問を行うなどの直接支援を行った。

対応にあたっては、基幹型包括内でその都度検討を行い支援方針の共有を図るとともに、関係機関からの助言を得ながら、効果的な後方支援に努めた。

- ③ 地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルの整備を行うとともに、基幹型包括と地域包括間でレビュー会議やカンファレンスによる事例検討を実施することで、相談支援の標準化及び質の向上を図る。

<取組>

地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルについて、より実務に即した内容になるよう改訂を行った。また、前述のレビュー会議において、支援内容を共有するとともに、必要に応じて助言を行うなどの支援を行った。

- ④ 地域包括における相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を地域包括とともに検討する。加えて、基幹型包括職員のスキルアップを図るために基幹型包括内で事例検討会等を実施する。

<取組>

地域包括だけでは解決が難しい事例の対応にあたっては、基幹型包括内でその都度検討を行い支援方針の共有を図るとともに、関係機関からの助言を得ながら、効果的な後方支援に努めた。また、職員の課題解決能力向上と、後方支援を行う上でのスキル向上を目的とした事例検討会を定期的に実施した。

- ⑤ 医療・介護・福祉・司法等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。

<取組>

庁内外における医療・福祉・介護・司法等の会議に出席し、関係機関とのネットワーク構築を図った。また、各包括で開催された地域個別ケア会議、推進会議に積極的に参加し、地域とのネットワーク構築を図った。

(2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度に関して、研修会や講演会を開催し、地域包括職員の理解促進を図るとともに、成年後見制度の利用を促進する。

<取組>

成年後見制度等、高齢者の権利擁護に必要な法律知識について理解を促すため、下記の研修を企画・実施した。

○法務研修の開催

開催日時 令和6年10月18日(金)

受講対象 地域包括職員、基幹型包括職員

講師 柏の葉法律事務所 弁護士 原 崇人氏

開催内容 地域包括職員が業務の中で感じる法律、訴訟、金銭、成年後見制度などに関連した不安を解消し、より円滑に業務遂行できるようにする事を目的として開催した。

参加人数 55名

- ② 地域包括と連携しつつ、対応が困難な事例に対して、意思決定支援をしながら他取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応（やむを得ない事由による措置、成年後見制度の市長申し立て等）を行う。

<取組>

当年度はやむを得ない事由による措置を1件実施した。

成年後見制度の市長申し立てについては、検討会を行う前に基幹型包括と地域包括で対象者に面会し、本人の状況確認を行い市長申立の妥当性を検討した。また、市長申立検討会における検討件数は53件であった。

- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する。あわせて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者等の養護者を含めて支援できるよう、他分野との連携促進を図る。また、セルフ・ネグレクトをはじめとする、高齢者虐待防止法に準じた対応が求められるものについても、必要に応じて関係機関と連携し支援を進める等、権利侵害の防止に取り組んでいく。

<取組>

高齢者虐待に関する対応のうち緊急度が高い事案については、専門家を交え協議を行い、支援方針の決定を行った。

また、市内の介護事業所等の虐待防止に係る意識の向上に向けて虐待が疑われる事例に対して早期把握や迅速な対応ができるよう高齢者虐待防止マニュアルおよび虐待防止のための指針作成の手引き等の周知、研修内容のホームページ掲載、DVD貸し出し等を行い、周知啓発およびスキルアップを図った。

緊急ヘルプネットワーク事業については、特別養護老人ホームの相談員向けに事業の説明と情報共有の場を設け、必要時、高齢者の保護が迅速に行えるよう連携強化に努めた。

- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の担当課と連携を強化する。また、高齢者虐待防止について、広く市民に知ってもらうため、広報活動等の実施により周知を図る。

<取組>

松戸市虐待防止条例に関する取り組みの周知啓発のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の担当課が連携し、ボールペンや反射キーホルダーなどの啓発物品の作成、QRコードを活用し、相談先にアクセスしやすい工夫を施した。

また、虐待対応にかかる他機関の業務内容の把握と顔の見える関係の構築、虐待に対応する関係機関が事例を通し、包括的な支援方法について検討することを目的に虐待対応機関合同勉強会を実施、支援者・職員のスキルアップを行った。

○虐待対応機関合同勉強会

開催日 令和6年12月26日(木)

内 容 「中核地域生活支援センターにおける地域連携」～対象者横断・分野横断支援活動～

講 師 千葉県中核地域生活支援センターまつど(ほっとねっと) センター長 今成 貴聖 氏

参加人数 50名

- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。

<取組>

特殊詐欺が増加している状況をふまえ、センター長会議において庁内関係課から特殊詐欺の発生状況や電話 de 詐欺撃退機器について説明の機会を設定するとともに、特殊詐欺被害防止の啓発物品を地域包括に提供することで、高齢者への周知啓発を支援した。

- ⑥ 高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。環境整備に寄与するため、通報のあった虐待事例について、日常生活圏域ごとに分析を行い、圏域ごとの特徴などデータの蓄積を行う。データについては、養護者支援の充実、虐待防止啓発の活動などに活用する。

<取組>

高齢者虐待の予防に関する専門職向け研修会を開催。当年度は、身体拘束の適正化をテーマに、虐待防止及び専門職の質の向上、高齢者虐待への対応方法及び虐待発生の予防に関わる取組について理解を深め、日々の業務に繋がられるようにすることを目的に実施した。

地域包括職員にて、各圏域で「個別事例検討会」・「判定会」を毎月1回開催。通報事例については、日常生活圏域ごとに有意差は見られなかったが、虐待対応に係る、支援困難事例等や停滞事例を共有し、支援方針等を検討することで知見を深め、支援の質の向上を図った。

市民の求めに応じてパートナー講座を実施し、高齢者の権利擁護をテーマに虐待防止と松戸市の虐待通報受理状況等の説明を行い、虐待防止に係る周知啓発に努めた。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括による介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。

<取組>

テーマや開催日の重複等による参加者の分散や負担増を避けるため、事前に各地域包括が実施予定の研修会をとりまとめ、地域包括間で情報共有を行った。各地域包括の実施内容の検討に活用できるよう、テーマや内容も共有した。

- ② 介護支援専門員が地域包括に相談した事例のうち、対応が困難な事例であるために地域包括から基幹型包括に支援要請した事例について、基幹型包括職員による同行訪問やサービス担当者会議への出席など、解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

基幹型包括の支援を要する事例については、介護支援専門員、地域包括、基幹型包括の各々の役割を明確にした上で、必要に応じて基幹型包括が同行訪問や担当者会議への出席等を行った。

- ③ 介護支援専門員による、重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、地域包括が関係機関との連携体制構築及び介護支援専門員へ適切な助言を行えるよう後方支援を行う。

<取組>

基幹型包括の地区担当が必要に応じて地域包括に助言等を行うなどし、地域包括が介護支援専門員の後方支援にあたるための支援を行った。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ① 個別レベル、日常生活圏域レベルの地域ケア会議の運営支援や市レベルの地域ケア会議の開催を通じて、個別事例及び地域における諸課題を議論し、解決に向けて検討を行う。また、地域ケア会議での議論において、関係団体・関係機関・行政の出席により、幅広く意見を募り、連携を図る。

<取組>

基幹型包括は、地域包括の行う各ケア会議の事前事後に打合せを行い、会議の運営を通じて個別事例への対応や、事例を通じた地域の課題の明確化及び解決に向けた議論を行えるよう助言を行った。

- ② 個別レベル及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議の機能強化を図るため、三層構造の地域ケア会議の連携強化や会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を行う。また、市レベルの地域ケア会議の議論を共有し、地域包括が個別事例や地域の課題解決に取り組めるよう支援することで、循環型の地域ケア会議の実現に努める。

<取組>

会議開催に際し地域包括と事前協議を実施し、会議の運営やテーマに即した参加者の選定、議論の展開方法等について助言・検討を行うことで、地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図った。参加者選定にあたり、庁内関係者等の参加が必要な場合は、基幹型包括職員から出席依頼を行うなどの支援を行った。

令和6年度から地域ケア会議が虐待防止ネットワークの一部に位置付けられたことで、地域個別ケア会議でも虐待事例が取り扱われるようになった。この体系の変化もふまえ、市地域ケア会議で提唱された推奨テーマについてセンター長会議等で説明を行い、地域個別ケア会議、地域包括ケア推進会議、市地域ケア会議のそれぞれが連動した循環型の会議が行われるよう地域包括への意識付けを行った。

また、地域包括を対象に研修会を開催し、地域ケア会議の役割や目的について再確認を行った。なお、研修会においては、昨年度実施したアンケートから把握した各地域包括が感じている課題に対応した内容を盛り込み、今後の効果的な会議の開催につなげられるようにした。

（５）介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 地域包括や居宅介護支援事業所が介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、自立支援に向けたケアマネジメントを実施できるよう、研修の実施等を通じて支援を行う。

<取組>

地域包括を対象として介護予防ケアマネジメントのプランナーの配置に係る補助金を創設し、地域包括の介護予防ケアマネジメントの実施体制の充実を図った。また、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、市内主任介護支援専門員、介護支援専門員、地域包括職員などを対象とした研修会を実施した。

○令和6年度 介護予防ケアマネジメント研修会

開催日時 令和7年2月12日(水)

受講対象 松戸市内に勤務する主任介護支援専門員、介護支援専門員、
地域包括職員等

開催内容 重層的支援体制整備事業による地域生活支援

講 師 日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉計画学科 菱沼 幹男氏
参加人数 91名

- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

<取組>

介護予防ケアマネジメント実務マニュアルについて、制度の改正に沿って改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布するとともに、松戸市ホームページや松戸市ケア倶楽部に掲載し、マニュアルの活用を促した。

（６）在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター及び医療関係機関と、地域包括、基幹型包括との連携体制を強化する。

<取組>

基幹型包括及び地域包括から連携支援センターに個別支援に関する相談、アウトリーチの依頼を行っている。

地域包括が連携支援センターにアウトリーチの依頼をする際には、基幹型包括の地区担当と事前に協議を行い、必要時には、連携支援センター、基幹型包括、地域包括が連携して同行訪問や会議を行い、支援が困難な事例に対応している。

- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括の合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

<取組>

各機関が開催する会議への参加や、連携支援センターが定期開催する会議への参加等を通じて連携に努めている。

連携支援センター主催の事例検討会に基幹型包括及び地域包括職員が参加するなど、連携強化の取り組みを通じて対応力向上を図っている。

(7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応にあたって、事例選定や会議に関する事前・事後の打合せなど、地域包括への後方支援を行う。

<取組>

地域包括に設置した初期集中支援チームから事例選定や支援の進め方等についてレビュー会議などを通じて相談があった際の助言を行った。また、事業マニュアルや事例集を作成するなどして、関係機関の情報共有とチームの質の均一化に努めとともに、認知症初期集中支援チーム検討委員会において今後の事業について検討する機会を設けた。

<支援実施件数> 令和6年度 17 件

- ② 認知症施策の推進のため、医療・介護・行政等が参加する認知症研究会や地域ケア会議等を通じて、認知症コーディネーター等と連携し、後方支援を行う。また、オレンジ協力員の養成、活動機会の増大を通じて、チームオレンジの活動を推進する。

<取組>

「まつど認知症プロジェクト」の実施について、本事業の実績報告とその成果と事業実施の意義について確認し、実施機関の拡充を図るため、国立保健医療科学院 医

療・福祉サービス研究部 上席主任研究官 大埜賀 政昭氏による研修会を行った。実施協力機関66機関のうち17機関が参加した。また市民に広く周知し市民が利用できるよう市ホームページに掲載し、情報発信をした。また、新たに若年層に対して生活習慣病予防の観点から、本事業を活用できるよう新たなチラシを作成し、健康部門での周知を依頼した。

本事業の実施件数は下記のとおり。

〈令和6年度実績〉

新規件数 8機関49 件

- 1 年後モニタリング件数 8機関 37件
- 2 年後モニタリング件数 6機関 14件
- 3 年後モニタリング件数 5機関 13件
- 4 年後モニタリング件数 1機関 2件
- 5 年後モニタリング件数 1機関 4件

〈オレンジ協力員 取組〉

オレンジ協力員のスキルアップを図るステップアップ研修では、実施主体の松戸市社会福祉協議会及び地域包括に対し、研修内容・講師選定・研修実施・実施方法の助言を行った。

また、コロナ禍以降、徐々にボランティアの受け入れが再開している中、委託先である社会福祉協議会によるマッチングや受け入れ機関交流会を行い、オレンジ協力員の活躍の場を広げることができた。

活動実績

○オレンジ協力員登録者数:1,244名(新規登録者73名)

実活動者数: 361名

○受入機関数:53事業所(8事業所増)

- ③ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や、高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。

〈取組〉

警察からの徘徊高齢者に関する情報提供書を通じて地域包括へフォローを依頼し、地域包括から報告されたフォロー内容をもとに状況を把握、必要時には支援方法について地域包括と検討した。

また警察と連携し、行方不明高齢者について、防災行政用無線及び安全安心メールによる周知を行い、早期発見に努めた。

見守りシールについては、高齢者支援課窓口、地域包括支援センター、松戸市電子

申請サービスにて受付をおこなった。

活動実績

○防災行政用無線 21件(前年度24件)

○高齢者の見守りシール(どこシル伝言板)の支給 174件(前年度 142件)

○警察からの支援対象者情報提供書の提供件数

延べ644件(前年度 延べ717件)

- ④ 警察から提供される「徘徊高齢者情報提供書」への対応について、高齢者の状態や状況を基幹型包括と地域包括間で共有し、支援が必要なケースにおいて助言を行う。

<取組>

警察からの情報提供書に基づく、対象者について等、地域包括と情報を共有し、フォローを行うとともに、必要時支援方法について地域包括と検討した。

- ⑤ 手助けが必要な高齢者を地域全体で見守る「あんしん一声運動」を推進する。また、認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を行う。

<取組>

オレンジ声かけ隊を対象に「認知症と生活習慣」をテーマとする研修会をオンライン配信にて実施した。認知症の正しい理解や情報の周知、今後の積極的な活動に寄与する効果があったと考える。また一定期間オンライン配信することにより、416回視聴された。時間や場所の制限が少なく、仕事をしている方や若年層の方にも多く参加していただくことができた。

活動実績

○オレンジ声かけ隊登録者数:4,320名(101名増)

登録団体数:214か所(2か所増)

- ⑥ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取り組みを地域包括が推進できるよう、開催日程や開催場所を案内し、地域住民に広く周知する。

<取組>

市ホームページ世界アルツハイマーデーに合わせて行った市役所通路での普及啓発イベントにおいて認知症カフェの開催場所を示したマップを掲示し、市内全体18か所で開催されているカフェの周知を行った。

当事者の声を拾い上げる手法として本人ミーティングを開催し、本人や家族の声を聴く機会を設けた。

- ⑦ 認知症施策が効果的に推進されるよう、地域包括の認知症地域支援推進員とともに医療・介護機関といった関係機関との連携や事業の普及啓発のための企画や活動を行う。また、その企画や活動に際し、会場準備や広報活動といった後方支援を行う。

<取組>

○認知症サポーター養成講座の推進

学校や企業向けの講座について注力し、校長会や放課後児童クラブ法人説明会で受講勧奨を行った。また、イトーヨーカドー松戸店にて、日頃市民対応を行う従業員向けに講座を実施した。

○世界アルツハイマーデー・アルツハイマー月間

市役所連絡通路にて、認知症に関するパネルの展示・パンフレットの配架やマリーゴールドの苗の配布、認知症に関するDVDの上映、認知症の相談先・イメージについてのアンケートを実施し普及啓発に努めた。また書店と協働による啓発活動を行い、パネル展示やパンフレット、認知症カフェ参加者が作成したしおりなどを設置した。

○オレンジガーデニングプロジェクト

本プロジェクトは、地域で認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を植え、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを目指す周知活動である。

アルツハイマー月間に合わせて、財産活用課と連携し市役所本館玄関前花壇にオレンジリングを模したデザインを植栽した。また啓発グッズである種子袋を各地域包括にも配布し、普及啓発の実施協力を促した。

○まつど祭り啓発ブースの出店

認知症地域支援推進員を中心に、オレンジ協力員やグループホーム協議会、小規模多機能型居宅介護連絡会と連携して、認知症の普及啓発のためブースを出展した。啓発グッズの作成に、グループホーム利用者の皆様にもご協力いただいた。

(8) 生活支援体制整備事業

- ① 第1層（市全域）多機能コーディネーターは、地域包括に配置された第2層（日常生活圏域）の多機能コーディネーターと連携を図り、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発、高齢者が役割を持った形での社会参加（就労的活動）の促進など生活支援体制整備を進めるとともに、認知症地域支援推進員が担う業務の後方支援も併せて実施する。

<取組>

令和4年度まで第2層の生活支援コーディネーターであったまつど NPO 協議会に、コーディネーター育成支援等の機能を委託し、15地区の地域包括支援センターに対して支援を行った。

具体的には、第2層多機能コーディネーター同士の交流、業務能力向上を図るため、毎月定例会を基幹型包括とまつど NPO 協議会で協働して、開催した。

各地区での地域活動の内容については、基幹型包括が第2層の多機能コーディネーター、まつど NPO 協議会と適宜打合せを行った。打ち合わせにおいて、各地区の活動の進捗状況や今後の方針を話し合い、重層的支援体制整備事業の一部として、高齢者に限らない事業実施を推進できるよう、地域包括支援センター・まつど NPO 協議会と実施方針を共有した。

- ② 地域住民との協議や活動の場などの住民主体の取り組みや、高齢者支援連絡会に対して必要時支援を行う。

<地域住民との協議や活動の場などの取組>

多機能コーディネーターに対し、第1層のコーディネーターとして地区担当は、随時進捗や方向性の確認、庁内外の組織との連携を行い、当日の活動にも参加するなどの支援を行った。

各地区では第2層の多機能コーディネーターが中心となり、「地域づくり交流会」として、1年間の取組内容の振り返りや、より多くの地域住民が関わることのできる地域活動を年に1回程度実施している。

この交流会での取り組み内容等を市内全体で共有し、地区ごとの特性を生かした種々の取組を今後の地域活動に活用することを目的として「地域づくり報告会」を、まつど NPO 協議会、第2層の多機能コーディネーターと協働で開催した。

○地域づくり報告会

実施日時 令和7年3月25日(火) 14時～16時30分

<高齢者支援連絡会の取組>

市内9か所に設置されている高齢者支援連絡会の見守り等の活動を全15地域に拡大できるよう、体制の見直しについて各地域の関係者と協議を行った

(9) 松戸市指定事業

- ① 地域包括が行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う。

<取組>

地域包括が行う介護予防普及啓発事業については、実施内容について確認し、必要に応じて助言や協議を行った。また、他の地域包括の好事例の共有を図りながら、地域特性に応じて、より自立支援や知識の普及啓発につながる取組を推進した。

- ② 保健福祉サービス等の一覧表を整備し、地域包括がサービスを広く周知できるよう支援する。また、地域包括へ相談受付マニュアルを配布し、相談者への案内を円滑に行うことが出来るよう支援する。

<取組>

介護給付以外の相談受付マニュアルを作成するため、各関係機関に対して情報収集し、改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布し、マニュアルの活用を促した。

- ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する、サービスの質の確保を図ることを目的とした会議へ出席し、必要な助言等を行う。

<取組>

令和 6 年度の運営推進会議に基幹型包括の職員が複数事業所の同時開催を含め 30 回出席した。

- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について、地域包括や居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する特定業務等を行う。

<取組>

法制度の改正、国より示されたガイドラインに基づき、介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの整備を進め、適切なサービス利用となるよう、周知を図った。

令和6年度の総合事業の特定業務については、162件(前年度155件)の事業対象者の特定を行った。